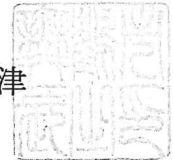




舞市生第 514 号
令和 7 年 2 月 18 日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会
会長 山川 肇 様

舞鶴市長 鴨田 秋津



舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則第 3 条に基づき、次のとおり諮問します。

記

【諮問事項】

舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直し

【諮問理由】

令和 3 年 4 月に策定しました舞鶴市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画につきましては、本市の循環型社会の確立に寄与することを目的に、ごみの減量化や資源化を推進してきたところであります。その結果、令和 5 年度の市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量が 794gとなり、令和 12 年度の計画目標値 834gを既に達成しました。令和 8 年度から後期 5 年を迎えることとなりますが、本計画の中間見直しにあたって、新たな目標値を設定するとともに、これまでの取り組み内容をブラッシュアップする必要があります。

また、世界や日本の情勢につきましては、平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発目標」、いわゆるSDGsは令和 12 年が達成年限であり、国においては令和 6 年 5 月に第 6 次環境基本計画を閣議決定され、持続可能な社会としての「循環共生型社会」を目指すこととし、同年 8 月に第 5 次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定され、国家戦略として持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する「循環経済」を推し進めることとなっております。

こうした動きを踏まえ、市におきましては、「循環型社会の確立」に向け一般廃棄物の更なる減量化や資源化を進めてまいりたいと考えております。

つきましては、貴審議会において、一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の中間見直しについてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。